

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年9月29日（平成29年（行個）諮問第150号）

答申日：平成29年11月30日（平成29年度（行個）答申第141号）

事件名：本人が提出し特定日付け調査委嘱状に添付された懲戒処分申出書の不  
訂正決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定日付け特定法務局の特定司法書士会長宛て調査委嘱状の別添「懲戒処分申出書」」に記録された審査請求人に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成29年9月7日付け○庶第275号により特定法務局長（以下「処分庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、保有個人情報訂正請求書のと通りの訂正を求める。

#### 2 審査請求の理由

保有個人情報訂正請求書の訂正請求の趣旨及び理由のとおり。

特定法務局特定係長に、懲戒処分申出書に受付印押印の写しの交付を求めたら、押印前の文書のコピーは渡すことができるが、押印後は行政文書になるので開示請求するように言われた。今回、開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法27条1）の内容が事実ではないと思慮するときは、当該保有個人情報の訂正を請求することができる。（法27条）

法29条に該当しないと主張するが、法令、逐条解説、質疑応答に「当事者の表示」は訂正できるが、「証拠方法」は訂正できないという規定はない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求に係る訂正請求の対象とされた保有個人情報及び原処分

本件審査請求に係る訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）の対象とされた保有個人情報は、特定日付け特定法務局の特定司法書士会長宛て調査委嘱状の別添「懲戒処分申出書」に関する情報（本件対象保有個人情報）であるところ、処分庁は、法30条2項の規定に基づき、平成29年

9月7日付け○庶第275号通知をもって、訂正しない旨の決定（原処分）を行った。

## 2 審査請求人が主張する本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人が主張する本件審査請求の趣旨及び理由は、審査請求書の記載によると、法令、逐条解説、質疑応答に「当事者の表示」は訂正できるが、「証拠方法」は訂正できないという規定はないとの理由から、上記1の保有個人情報について、保有個人情報訂正請求書のとおり訂正を求めらるるものであると考えられる。

## 3 原処分の妥当性

審査請求人は、上記2の理由により、本件審査請求部分について訂正すべきであると主張するので、本件審査請求部分を不訂正とした原処分の妥当性について、以下検討する。

- (1) 法29条に基づく保有個人情報の訂正は、行政機関の長が、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認める場合に、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で行わなければならないものであるところ、ここでいう「訂正請求に理由があると認められるとき」とは、行政機関による調査等の結果、訂正請求のとおり保有個人情報が事実でないことが判明したときをいうものである。
- (2) 本件訂正請求は、本件保有個人情報の記載内容について、一部の表現を具体的に補足することを求めているにすぎず、訂正請求書のとおり訂正を行わなかったとしても、その内容が事実と異なることはないことから、本件訂正請求は、保有個人情報の内容が事実ではないことを理由として訂正を求めるものとは認められない。
- (3) また、本件訂正請求を求める部分は、審査請求人本人が、本件保有個人情報の中で「証拠方法」として記載した部分、すなわち審査請求人の言い分を記載した部分である。このような場合、特定法務局が本件保有個人情報のすり替えや改ざんを行った事実があれば訂正を行うこととなるが、そのような事実は認められない。したがって、本件保有個人情報には、その性質上、訂正すべき内容の誤りがあるとは認められない。
- (4) 一方、審査請求人は、法令、逐条解説、質疑応答に「当事者の表示」は訂正できるが、「証拠方法」は訂正できないという規定はないとの理由から訂正すべきである旨主張するが、審査請求人の主張の意図するところが明らかではないものの、原処分は、審査請求人が「当事者の表示」として記載したか「証拠方法」として記載したかによって訂正又は不訂正の判断を行ったものではなく、上記(2)及び(3)のとおり、その内容及び性質上、法29条の「当該訂正請求に理由があると認められるとき」には該当しないため不訂正としたものである。

## 4 結論

以上のとおりであるから、原処分は、妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年9月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月28日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、特定法務局が特定司法書士会長宛てに発出した特定日付けの調査委嘱状に添付されている審査請求人が提出した「懲戒処分申出書」に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）について、その一部（具体的には下記3（2）のとおり。以下「訂正請求部分」という。）の訂正を求めるものである。

処分庁は、法29条の「当該訂正請求に理由があると認められるとき」に該当しないとして、不訂正とする原処分を行ったところ、審査請求人は、訂正請求書どおりの訂正を求めている。

これに対し、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

##### 2 訂正請求対象情報該当性について

###### (1) 訂正請求の対象情報について

訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと料想するときに行うことができると規定され、その対象は「事実」であって、「評価、判断」には及ばないと解される。

###### (2) 訂正請求対象情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報は、本件訂正請求に先立ち、審査請求人が法12条1項の規定に基づき行った開示請求に対して、処分庁から開示された自己を本人とする保有個人情報であることから、法27条1項1号に該当する。

イ そして、当審査会において、諮問書に添付された本件対象保有個人情報（写し）を確認したところ、本件対象保有個人情報が記録された「懲戒処分申出書」は、その記載内容から、特定の司法書士に関する懲戒処分を特定法務局に求めるために、審査請求人が作成し同法務局に提出した文書であると認められ、そのうち審査請求人が訂正を求めるのは、「第5 証拠方法」中の記載の一部（訂正請求部分）であり、当該部分は、審査請求人が懲戒処分を求める根拠等を記載した部分とみられることから、法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に

該当するものと認められる。

### 3 訂正の要否について

- (1) 訂正請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、どの部分（「事実」に限る。）の表記について、どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等、請求を受けた行政機関の長が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を、行政機関の長に対し、自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。そして、請求を受けた行政機関の長が、当該訂正請求に理由があると認めるときは、法29条に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならず、一方、訂正請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や、当該根拠をもってしても訂正請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになる。
- (2) 審査請求人は、訂正請求部分について、「特定法務局が〇〇に今後態度を改めるよう指導した。」を「特定法務局が〇〇公証人に応接態度を改めるよう指導した。」に訂正するよう求めており、その理由として、特定法務局が特定公証人会と公証事務打合せをしたときに「応接態度」を改めるよう指導したからとしており、更に審査請求書において、「法29条に該当しないと主張するが、法令、逐条解説、質疑応答に「当事者の表示」は訂正できるが、「証拠方法」は訂正できないという規定はない」旨主張する。
- (3) そこで検討すると、当審査会において、諮問書に添付された訂正請求書及び審査請求書（上記第2の2）を確認したところ、上記（2）の主張の外、本件の訂正請求に至った経緯等の説明はされているものの、審査請求人から本件訂正請求の必要性を裏付ける明確かつ具体的な主張や根拠が提示されているとは認められず、また、訂正請求書のとおり訂正を行わなかったとしても、その内容が事実と異なることはないとする諮問庁の説明を覆すに足りる特段の事情も認められないことから、本件対象保有個人情報につき、法29条の訂正請求に理由があると認めるときに該当するとはいえない。
- (4) したがって、本件対象保有個人情報について、法29条に基づく訂正義務があると認めることはできない。

### 4 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、法29条の保有個人情報を訂正しなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であ

ると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一, 委員 池田陽子, 委員 下井康史